地域未来投資促進法の基本計画に同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する 法律(平成 19 年法律第 40 号)(地域未来投資促進法)に基づき、関係省庁と共に、 地方自治体が作成した基本計画に同意しました。

管内では、2計画(大阪府松原市、兵庫県明石市)の新規基本計画について同意しましたので、お知らせします。

1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国が同意した基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している 民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事 等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。

地域未来投資促進法の概要や地域経済牽引事業に対する支援策については、下記UR Lを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 今回同意された基本計画について

近畿経済産業局管内では、地域未来投資促進法に基づく基本計画として協議のあった以下の計画について同意しました。

<新たに同意した基本計画>(令和6年12月26日付け)

【大阪府】松原市

【兵庫県】明石市

3. 管内における基本計画の同意状況

近畿経済産業局管内では、7府県*、71件の基本計画に同意済みとなり、うち62件が計画を実行中です。

なお、基本計画の本文および概要は下記URLを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushikihonkeikaku.html

※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県